破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２３年（フ）第１５号

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字上ノ山965番地２

破産者　廣瀬　トエ

１　主文　当裁判所が平成23年６月27日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字山ノ上965番地２」とあるのを「長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字上ノ山965番地２」と更正する。

２　決定年月日　平成23年９月６日

長崎地方裁判所五島支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６８７号

福岡市中央区舞鶴１丁目２番22号

破産者　株式会社アイ・アンド・アイ福岡

１　決定年月日　平成23年９月７日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０６９号

福岡市東区香住ヶ丘４丁目25番15号

破産者　川島　輝行

１　決定年月日　平成23年９月６日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

４　主文　破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２号

山口県岩国市美和町生見2195―６、住民票上の住所広島県廿日市市沖塩屋３丁目３番３号

破産者　中田美智子

１　決定年月日　平成23年９月12日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

４　主文　破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６１３号

福岡県糟屋郡新宮町大字三代古江789―４

破産者　株式会社イマイズミ

１　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで

２　一般調査期日　平成23年10月20日午前10時30分

平成23年９月７日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８２４号

大阪府東大阪市善根寺町１丁目３番10号

破産者　吉川　秀樹

１　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで

２　一般調査期日　平成23年10月27日午後３時30分

平成23年９月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３７号

福岡市城南区樋井川２丁目16番28号

破産者　押渕　啓子

１　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで

２　一般調査期日　平成23年11月11日午前11時

平成23年９月９日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５号

広島市南区東雲本町２丁目18番９号

破産者　門田　哲夫

１　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで

２　一般調査期日　平成23年11月16日午後２時30分

平成23年９月12日

広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１号

茨城県鉾田市梶山617番地

破産者　郡司常三郎

１　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで

２　一般調査期日　平成23年11月25日午前10時20分

平成23年９月９日　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４２９号

大阪府八尾市福万寺町南３丁目１番地の１　グレイスコート２―105号

破産者　大昇建販こと　岸本　　力

１　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで

２　一般調査期日　平成23年11月14日午後３時30分

平成23年９月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２号

愛媛県東温市則之内字宮ノ前甲1470番地15

破産者　有限会社有末ステンレス

１　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで

２　一般調査期日　平成23年11月17日午後１時40分

平成23年９月12日　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６９８号

堺市中区深井清水町1774、住民票上の住所大阪府和泉市福瀬町927番地

破産者　下出　益子

１　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで

２　一般調査期日　平成23年12月12日午前11時

平成23年９月８日

大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第９号

愛知県西尾市西浅井町尾ヶ山５番地98

破産者　オーエス工機株式会社

特別調査期日　平成23年10月17日午後４時

平成23年９月12日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２９３７号

福岡市早良区大字石釜333番地171

破産者　末安　正和

異議申述期間　平成23年11月７日まで

平成23年９月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４６号

福岡市中央区薬院１丁目６－５ホワイティ薬院1102、破産手続開始決定時の住所福岡市西区野方３―54―15

破産者　外村　貢一

異議申述期間　平成23年11月８日まで

平成23年９月８日

福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２６号

神戸市西区学園東町６丁目１番地の１　719号

破産者　小川　　亮

免責意見申述期間　平成23年11月４日まで

平成23年９月12日

神戸地方裁判所明石支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第５８４号

福岡市城南区片江１丁目２番２号

破産者　宮﨑　直行

１　決定年月日　平成23年９月８日

２　主文　破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１４号

北海道恵庭市戸磯345番地21

清算株式会社　北海宇徳株式会社

代表清算人　星　　郁朗

１　決定年月日　平成23年９月８日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第５０２号

福島市笹木野字館１番地

清算株式会社　沖パワーテック株式会社

代表清算人　北崎　昌寛

１　決定年月日　平成23年９月９日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福島地方裁判所第１民事部